

令和7年度 那覇市基幹相談支援センター事業業務委託仕様書

1 仕様概要

本仕様書は、相談支援機能の強化を図ることを目的に専門的な支援等を行う「那覇市基幹相談支援センター事業」（以下「本事業」という。）の業務範囲及び要件等必要な事項を定めるものであり、本事業を受託する事業者は、本仕様書に従って業務を執行するものとする。

2 本事業の目的

那覇市基幹相談支援センター事業においては、地域における相談支援の中核機関として、地域の相談支援事業者や相談支援専門員等の人材育成や後方支援、地域のネットワーク構築を業務としており、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

3 委託業務内容

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、特に必要と認められる能力を有する主任相談支援専門員等の専門的な相談員を配置することや、これら相談員が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、那覇市と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組を実施する。

① 地域の相談支援体制の強化に関すること

ア 地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援

- ・日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営
- ・事業所の訪問や相談支援事業者業務への同行等による専門的な助言
- ・研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む）

イ 学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談機関、こども家庭センター等との間での各種情報・提供や連携のための取組の実施、障害者等の支援に係る専門的助言等

② 那覇市と協働した協議会の運営等による地域づくりに関すること

ア 那覇市障がい者自立支援協議会の運営に関すること（地域におけるネットワークの構築等）

- ・協議会の企画、運営、各ワーキングの取りまとめ等

イ 地域の社会資源の開発及び改善等（「なは障がい者プラン」の実現に向けた協議等）

ウ 地域生活支援拠点等の体制整備に関すること

エ 医療的ケア児等支援の体制整備に関すること

オ 権利擁護・虐待防止に関する普及啓発等に関すること

- ③重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築への参画の取組
- ・那覇市が開催する支援会議において、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の情報の共有や必要な支援体制の検討
 - ・多機関協働事業者が開催する重層的支援会議で整理された地域の支援関係機関間の役割分担に基づく対応、他の支援機関等と連携・協働による支援の提供
 - ・地域づくり事業により構築される地域のネットワークとの連携

④ その他市長が必要と認める業務

4 業務の実施場所

那覇市又は那覇市隣接の市町村（浦添市、西原町、南風原町、豊見城市）に在って、那覇市民が利用しやすい場所にて実施すること。

5 職員体制

本事業を受託する指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者（以下「受託事業者」という。）は、次のとおり職員を配置するものとする。

(1) 資格要件等

主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、事業を実施するためにより専門的で相談支援機能を強化するために必要と認められる資格を有し、障がい児者等の相談支援等に関する実務経験を5年以上有していること。

(2) 配置人数

(1)に定める資格要件を満たす相談員を常勤専従で1名配置すること。

6 運営に関する事

(1) 本事業の実施日時は、原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。但し国民の祝日および年末年始（12月29日～1月3日）、慰霊の日（6月23日）を除く。

ただし、業務時間外においても緊急連絡体制を確保しなければならないものとする。

(2) 本事業の運営に係る費用は受託事業者の負担とし、本事業を実施するにあたり、利用者が利用しやすい環境を整えるものとする。

(3) 受託事業者は苦情窓口を設置し、苦情対応の責任者及び担当者、その連絡先を掲示するなど明らかにし、利用者等から苦情の申立てがある場合には、迅速かつ誠実に対応するものとする。

また、受託事業に関して苦情等が寄せられた場合には、その内容や対応方法を記録した上で市に報告するとともに、その解決、業務改善につなげるも

のとする。

- (4) 事業実施時利用者に事故が発生した場合には、すみやかに市に報告するものとする。

7 記録等の保管

- (1) 受託事業者は、本事業の実施にあたり相談記録等を整備し、支援を実施した日の属する年度から5年間保存するものとする。
- (2) 受託事業者は、委託料の執行に際し、収入および支出を記載した帳簿及び支出内容を証する書類を整備し、年度毎に事業終了から5年間保存するものとする。
- (3) 受託事業者は、市から記録等の閲覧、提出等の求めがあった場合には、応じなければならないものとする。
- (4) 本契約により受託事業者が得た相談記録等は委託者に帰属するものとし、本契約終了後に委託者から要求があった場合又は法令の定めで必要がある場合は、直ちに委託者から預託された相談記録等の返却に応じなければならないものとする。

8 報告

- (1) 受託事業者は、毎月の事業の実施状況を翌月10日までに市が指定する様式にて市に報告するものとする。
- (2) 受託事業者は、年度の事業の実施状況を翌年度の4月10日までに市に報告するものとする。

9 定例会

受託事業者は、実施状況を市に報告するとともに、市と定例会を開催し、市と連携し随時情報共有等行いながら事業実施に努めるものとする。なお、定例会開催日については市と協議の上で決定する。

10 事業実施の留意事項

- (1) 受託事業者は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区別しなければならない。
- (2) 受託事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）を遵守するとともに、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重な管理を行い、本事業を実施するうえで知り得たことについては、契約期間中及び契約期間終了後に

において、いかなる理由であっても他人に漏らしてはならない。

また、本事業の目的以外に個人情報を利用してはならない。従事者に対して、事前及び定期的に秘密保持について教育するものとする。

- (3) 受託事業者は、本事業を実施する従業員に対して積極的に研修を受ける機会を与え、資質の向上と意識啓発等に努めなければならない。